

協議第 27 号

地方税の取扱い（その 1）について

地方税の取扱い（その 1）について提出する。

平成 16 年 3 月 10 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会 長 岩 槻 健

協定項目	2 - (7)	地方税の取扱い
<p>1 . 地方税の税率等の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2) 法人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(3) 固定資産税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(4) 軽自動車税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(5) 町たばこ税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(6) 鉾産税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(7) 特別土地保有税については、香住町の例による。(8) 入湯税については、美方町、村岡町の例による。 <p>2 . 納期については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個人町民税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。(2) 固定資産税については、美方町、香住町の例による。(3) 軽自動車税については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その1)	協議細目	国民健康保険税については、地方税の取扱い(その2)とする	
現況比較表		美方町	村岡町	
	個人町民税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 町内に住所を有する個人(均等割+所得割) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者(均等割) ・均等割 税率 2,000円/年/町民税 1,000円/年/県民税 非課税基準 28万円×(本人+扶養親族等の人数)+加算額(19万2千円) ・所得割 税率 標準税率 非課税基準 35万円×(本人+扶養親族等の人数)+加算額(36万円) 	同 左	同 左
	法人町民税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 町内に事務所又は事業所を有する法人 ・均等割 標準税率 ・法人税割 12.3%(標準税率) 	同 左	同 左
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者 ・税率 1.4%(標準税率) ・課税標準 固定資産の価格 ・免税点 土地課税標準額30万円未満 建物課税標準額20万円未満 償却資産課税標準額150万円未満 ・課税明細書 課税通知書と併せ、4月中旬に送付 	同 左	同 左
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 軽自動車の所有者又は使用者 ・税率 標準税率 ・賦課期日 4月1日 	同 左	同 左

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その1)		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	香住町
	町たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者 または卸売販売業者 ・税率 旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ 2,668円/1,000本 旧3級品の紙巻きたばこ1,266円/1,000本 ・納付方法 申告納付の方法によって徴収する ・納期 当月販売分につき翌月末日まで 	同左	同左
	鉱産税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 鉱業者 ・課税標準 鉱物価格 ・税率 掘採された鉱物の価格が200万円超1.0% 掘採された鉱物の価格が200万円以下0.7% ・申告納付期限 毎月末 	同左	同左
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%(標準税率) 取得分3%(標準税率) ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 10,000㎡未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%(標準税率) 取得分3%(標準税率) ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 10,000㎡未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者 ・税率 保有分1.4%(標準税率) 取得分3%(標準税率) ・課税標準 土地の取得価格 ・免税点 5,000㎡未満
	入湯税	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日(標準税率) ・課税免除 12歳未満、公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日(標準税率) ・課税免除 12歳未満、公衆浴場 	<ul style="list-style-type: none"> ・税率 150円/1人・1日(標準税率) ただし、香住町ユースホテルの入湯税については1人100円とする ・課税免除 12歳未満、公衆浴場
	納期	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期(6月、8月、10月、1月) ・固定資産税 4期(4月、7月、12月、2月) ・軽自動車税 1期(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期(6月、8月、10月、1月) ・固定資産税 4期(4月、8月、12月、2月) ・軽自動車税 1期(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人町民税 4期(6月、8月、10月、1月) ・固定資産税 4期(4月、7月、12月、2月) ・軽自動車税 1期(4月)

参 考 資 料

協議項目	地方税の取扱い(その1)	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<p>1 個人町民税については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 固定資産税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>3 軽自動車税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>4 たばこ税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>5 特別土地保有税については、八鹿町の例による。</p> <p>6 鉱山税については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>7 法人町民税については、養父町、大屋町、関宮町の例による。</p> <p>8 納期について、個人町民税については、八鹿町、養父町、大屋町の例による。 固定資産税については、養父町、関宮町の例による。 軽自動車税については、八鹿町、関宮町の例による。 入湯税については、八鹿町の例による。ただし、課税免除については、養父町、大屋町の例により調整する。</p>	
	朝来市	<p>1 税率等の取り扱い(国民健康保険税を除く)</p> <p>(1) 個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税・鉱産税は4町に相違がないため市税として現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 入湯税については合併時に再編し、市税として条例を制定する。税率は標準税率の1人1日150円とする。</p> <p>(3) 特別土地保有税の課税対象面積を5,000以上に統合する。</p> <p>2 国民健康保険税の税率等の取り扱いについて</p> <p>(1) 基礎課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。基礎課税額の税率は、医療費に見合う税率を定める。</p> <p>(2) 介護納付金課税額の課税限度額については、4町に相違がないため現行のとおりとする。介護納付金課税額の税率は、介護納付金に見合う税率を定める。</p> <p>(3) 算定の方法は、仮算定を採用する。</p> <p>(4) 納税義務の発生、消滅に伴う賦課については、4町に相違がないため現行のとおりとする。</p> <p>(5) 軽減については、4町に相違がないため現行のとおりとする。</p>	
丹波市	<p>各税の納期は、地方税法に定める納期とする。但し、固定資産税の第1期納期を5月とし、国民健康保険税の納期は10期(6月～3月)とする。</p> <p>1 個人市民税の均等割額は、地方税法の定めにより標準税率を採用する。</p> <p>2 市民税の法人税割の税率は、地方税法に定める標準税率(12.3%)とする。</p> <p>3 但し、新市計画の教育施設等の充実に関する施策によっては超過税率を適用する場合もある。</p> <p>4 資産税の家屋評価方式の需給事情による補正は廃止する。</p> <p>5 土地評価方式は順次路線価方式に移行する。</p> <p>6 軽自動車税は現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>7 たばこ税は現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>8 鉱産税は現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>9 特別土地保有税免税点は地方税法によるものとする。但し、都市計画の区域指定の有無の影響を受けるため、都市計画の整備区域指定の考え方に基づく対応をする。</p> <p>10 入湯税は課税免除規定を取り入れた条例を制定する。</p> <p>11 都市計画税は、都市計画事業構想にあわせ課税対応するものとする。</p> <p>12 国民健康保険税は、新市において均一課税とする。</p> <p>13 合併年度は旧町の取扱いによる。</p>		